

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第1050号
令和2(2020)年9月3日

東急リバブル株式会社
アセット事業本部長 田仲 慶三 様

鎌倉市長 松尾 崇

次のとおり通知します。



景観協議番号	第2-10号					
土地利用類型の名称	鎌倉地域まち並み型商業地					
景観地区	<input checked="" type="checkbox"/> 内(鎌倉景観地区) <input type="checkbox"/> 外					
行為の場所(地名地番)	鎌倉市御成町129番7					
行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転				
	開発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更				
特定地区	<input type="checkbox"/> 内(<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外					
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 比較的商業・業務系が集積した土地利用となっているが、駅前や若宮大路沿道に中層の建築物が連担している他は、低層の建築物を中心としたまち並みが形成されている。 地域商業地と観光商業地が混在しているが、場所によっては観光商業の立地が多く見られる。 古都鎌倉の顔にふさわしい商業系土地利用の誘導、既存の集積を活かした、観光商業と地域商業の調和による、魅力的な商業地の誘導が求められる。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 1階をセットバックした配置とし、市役所通りの歩行空間に協力している。 建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 建築設備は3階屋上に設置するなど、通りから目立たない位置に配置し、修景を施している。 歩行空間に隣接する部分を緑化し、うるおいのある敷き際としている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>					
備考						